

平成30年2月9日
東京大学大学院工学系研究科
原子力専攻

原子力事業者防災業務計画の要旨について

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下「専攻」という。）の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき平成30年2月1日付けで修正を行いましたので、同条第3項の規定に基づきその要旨を公表いたします。

1. 概要

以下の原災法関連規則等の改正に伴い、専攻原子力事業者防災業務計画について修正を行った。

- 1) 原子力災害対策指針
- 2) 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
- 3) 原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令
- 4) 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について

2. 主な修正の内容

- 1) EAL（緊急時活動レベル）の設定
- 2) 原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び運用に関する記載の追記
- 3) 原子力事業者防災業務計画の修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることの追記
- 4) 通報・連絡・報告の様式及び手続きの修正
- 5) その他、記載の適正化に伴う修正

3. 修正日

平成30年2月1日